条約

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第七号

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

目次

前文
第一章　総則
　第一条　目的
　第二条　地理的適用範囲
　第三条　一般的定義
　第四条　透明性
　第五条　行政上の措置に関連する手続
　第六条　審査及び上訴
　第七条　腐敗行為の防止に関する措置
　第八条　環境保護
　第九条　秘密の情報
　第十条　租税
　第十一条　例外
　第十二条　他の協定との関係
　第十三条　実施取極
　第十四条　合同委員会
　第十五条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
　第十六条　定義
　第十七条　物品の分類
　第十八条　内国民待遇
　第十九条　関税の撤廃
　第二十条　関税上の評価
　第二十一条　輸出補助金及び国内助成
　第二十二条　輸入及び輸出の制限
　第二十三条　二国間セーフガード措置
　第二十四条　ダンピング防止のための調査
　第二十五条　国際収支の擁護のための制限
第三章　原産地規則
　第二十六条　定義
　第二十七条　原産品
　第二十八条　完全に得られ、又は生産される産品
　第二十九条　非原産材料を使用して生産される産品
　第三十条　原産資格割合の算定
　第三十一条　累積
　第三十二条　僅少の非原産材料
　第三十三条　原産資格を与えることとならない作業
　第三十四条　積送基準
　第三十五条　組み立ててないか又は分解してある産品
　第三十六条　代替性のある産品及び材料
　第三十七条　間接材料
　第三十八条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料
　第三十九条　こん包及び包装用の材料及び容器
　第四十条　運用上の証明手続
　第四十一条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
　第四十二条　適用範囲及び目的
　第四十三条　定義
　第四十四条　透明性
　第四十五条　通関
　第四十六条　一時輸入及び通過物品
　第四十七条　事前教示
　第四十八条　協力及び情報の交換
　第四十九条　税関手続に関する小委員会
第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置
　第五十条　適用範囲
　第五十一条　権利及び義務の再確認
　第五十二条　照会所
　第五十三条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会
　第五十四条　後発医薬品に関する協力
　第五十五条　相互承認
　第五十六条　第十四章の規定の不適用
第六章　サービスの貿易
　第五十七条　適用範囲
　第五十八条　定義
　第五十九条　市場アクセス
　第六十条　内国民待遇
　第六十一条　追加的な約束
　第六十二条　特定の約束に係る表
　第六十三条　最恵国待遇
　第六十四条　国内規制
　第六十五条　承認
　第六十六条　透明性
　第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者
　第六十八条　支払及び資金の移転
　第六十九条　国際収支の擁護のための制限